

# 消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書（平成29年報告書）の概要

## 内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

平成29年8月 消費者委員会事務局

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、  
施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、  
情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、  
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

## 消費者契約法専門調査会の審議経過

- ・平成27年12月 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年報告書）を取りまとめ
- ・平成28年1月 一次答申
- ・平成28年9月 消費者契約法専門調査会の審議を再開  
第25回～第47回まで合計23回の審議を実施  
平成27年報告書において「今後の検討課題」とされた論点のうち、「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する  
附帯決議において明示された論点及び「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」等の内容を踏まえて、  
優先的に検討すべきとされた論点を検討。  
第36,37回では事業者団体より事業活動への影響についてのヒアリングも実施
- ・平成29年8月 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成29年報告書）を取りまとめ

## 本報告書の内容

### 第1 見直しの検討を行う際の視点

- ・法施行後の社会経済状況の変化、公正な市場ルールの確立によって消費者被害及び円滑な事業活動の確保の両立を図ること等を踏まえ、調査・審議。
- ・高齢者のみならず若年者を含めた幅広い年代において消費者被害は依然生じており、消費者被害に対処するための法整備を行い、その実効性を確保。
- ・広範な業種・業態に関わるものであることを踏まえ、事業者の予測可能性を担保するとともに、事業活動が円滑に進むように留意。
- ・民法との関係での特別法、個別の業法との関係での一般法に当たる位置付けを踏まえ、消費者契約法の適切な在り方を考える。

## 第2 措置すべき内容を含む論点

1 不利益事実の不告知  
(法第4条第2項)



不利益事実の不告知の主観的要件に「重大な過失」を追加する。  
(故意の立証の困難に起因する問題に対処するため)

2 合理的な判断をすることができない事象を利用して契約を締結させる類型  
(法第4条第3項)



以下の行為類型を消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権として追加する  
「消費者の不安を煽る告知」  
(想定事例)就職に不安を抱いている学生に対して「あなたは一生成功しない」などと根拠なく告げて不安を煽り、有料セミナーの受講を契約させる  
「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用」  
(想定事例)いわゆるデート商法など

3 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加  
(法第4条第3項)



以下の行為類型を消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権として追加する  
「消費者が意思表示をする前に、事業者が履行に相当する行為を実施し、契約を強引に求めること。」  
(想定事例)ガソリンを入れようとガソリンスタンドに立ち寄ると頼みもしないのにワイパーを交換された上で代金を請求された。  
事業者が消費者に契約の締結を目的とする行為を実施し、当該消費者が「契約締結の意思表示をしないことによって損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げること。」

4 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方  
(法第9条第1号)



「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設ける

5 不当条項の類型の追加



消費者が「後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者」に解除権を付与する条項を無効とする規定を設ける  
法8条(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)及び法8条の2(消費者の解除権を放棄させる条項の無効)の潜脱を可能とするような事業者の決定権限付与条項を無効とする旨の規定を設ける。

以下については、逐条解説に記載するなどにより、より適正な条項作成が行われることを促すことが相当とされた

「サルベージ条項」を使用せずに具体的な条項を作成するよう努めるべき旨を法第3条第1項(努力義務)の逐条解説に記載する

「事業者の軽過失により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」は、裁判例に照らすと、法第10条により無効となり得るとされている旨を法第10条の逐条解説に記載する

## 第2 措置すべき内容を含む論点(続)

### 6 条項使用者不利の原則 (法第3条第1項)

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかにする

### 7 消費者に対する配慮に努める義務 (法第3条第1項)

当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない旨を明らかにする

## 第3 上記以外の論点

### 1 「勧誘」要件の在り方

事業者による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが「勧誘」に当たらないということとはできない旨を判示した最高裁判決が出されたことを踏まえ、今後の課題として、必要に応じ検討

### 2 約款の事前開示

契約条項については、消費者が消費者契約の締結に先立ち容易に知ることができる状態に置くことについて事業者の抽象的な努力義務として求められること自体については、一定のコンセンサスがあったものの、開示の方法や態様を巡り意見が分かれたことから、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経た上で、今後の課題として、必要に応じ検討

## その他の今後の検討課題

以下の事項については、重要な課題として今後も検討を進めていくことが適当、または、必要に応じて検討を進めていくことが適当とされた不利益事実の不告知における先行行為要件の削除や緩和等、判断力の不足等を不当に利用した不必要な契約の締結に関する取消権、電話勧誘に限らない執拗な勧誘行為、平均的な損害の額に係る事業者による根拠資料の提出、解释权限付与条項・決定権限付与条項に関する規律の在り方、サルベージ条項の規律の在り方、不当条項の規律の在り方全体、条項使用者不利の原則の解釈準則としての明文化、「消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供」への配慮に努める義務 平成27年報告書にて「今後の検討課題」とされたうちのその他の論点(「消費者」概念の在り方、断定的判断の提供、「第三者」による不当勧誘、法定追認の特則など)

- 本報告書において、措置すべき内容を含むとされた論点については、消費者と事業者から幅広く意見を聞く機会を設けるとともに、政府内における法制的な見地から更なる検討を行い、その実現に向けて必要な措置を採ることが求められる。
- 法改正が求められる事項について、改正法案が成立した際は、本専門調査会における審議状況を踏まえ、解釈や問題事例等について逐条解説等において明確化を図ることも必要である。